

令和 7 年度文化芸術企画提案型委託事業
「街中に音色が響くプロジェクト」
追加募集 実施要領

はじめに

本事業への提案にあたっては、この実施要領及び「令和 7 年度文化芸術企画提案型委託事業『街中に音色が響くプロジェクト』追加募集業務委託仕様書」を熟読した上で応募してください。

1 趣旨・目的

ふじみ野市で活動するアーティストが自ら企画した文化芸術事業を実施することで、身近な地域で気軽に聴ける演奏会に親しむ機会とするとともに、多様な市民の交流やふじみ野市の魅力を創出し、地域の活性化や地域文化の発展を図るものです。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度文化芸術企画提案型委託事業「街中に音色が響くプロジェクト」業務委託（以下「企画提案事業」という。）

(2) 業務内容及び履行方法

別紙 令和 7 年度文化芸術企画提案型委託事業「街中に音色が響くプロジェクト」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 募集事業件数

2 件（上限）

※提案件数は、1 団体もしくは 1 個人あたり 2 事業までとします。

(4) 委託費上限額

1 件 110,000 円（消費税込み）

※別紙、仕様書に定める業務内容に対する事業費は、上記の委託費上限額の範囲で見積ること。

また、別紙、仕様書に定める業務内容に拡充して応募者自らの費用により実施する事業を提案することは可とする。

(5) 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(6) 発注者

ふじみ野市立文化施設指定管理者（日本環境マネジメント㈱）

※当該事業はふじみ野市文化・スポーツ振興課の所管事業です。

3 参加資格

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) ふじみ野市を中心に文化芸術活動を行っている個人または団体、もしくはその団体に所属する個人。法人格を有しない団体（任意団体）の場合には、次の①～④を全て満たしている団体
 - ① 定款に類する規約等を有し、その規約等により以下の②～④および団体設立年月日が確認できること
 - ② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること（代表者との兼務は認めません。）
 - ④ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること
- (2) 音楽会、コンサート等の企画及び開催実績があること。
- (3) 当該委託業務を的確に処理できると認められること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、かつ暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる反社会的勢力との関わりのある活動を行っている個人又は団体及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 令和7年度文化芸術企画提案型委託事業に申請したことのある事業と同一の事業。

4 契約までの流れ

(1) 日程

本事業実の公募開始から契約までの概ねの日程は次のとおりです。

①	令和7年3月25日（火）	ふじみ野ステラ・イーストホームページ掲載・実施要領等の書類配布開始
②	令和7年3月25日（火）～ 5月23日（金）午後5時まで	申請書類窓口受領
③	令和7年6月初旬（予定）	結果公表
④	令和7年6月以降	契約予定

(2) 実施要領等の配布について

ふじみ野ステラ・イースト及びふじみ野ステラ・ウェスト窓口にて配布、またはふじみ野ステラ・イーストホームページからダウンロードできます。（二次元コードをご覧ください）



文化芸術企画提案型委託事業
ホームページ
(ステラ・イーストホームページ内)
二次元コード

(3) 質問等の受付

質問事項は、メールにて受け付けます。

(4) 受付・提出等の流れ

①申請書類受付期間

令和7年3月25日(火)～5月23日(金)

・最終日は午後5時まで(必着)

・ふじみ野ステラ・イーストまたはふじみ野ステラ・ウェスト窓口に直接持参する。

※郵送、FAX、メールによる提出は受け付けません。

※提出先詳細は、「12 募集及び問い合わせ先(事務局)」を確認してください。

②その他

本企画提案事業の応募に係る費用は、応募者の負担とします。提出され採択された企画提案書等の著作権は発注者に属します。提出された書類や資料は返却出来ません。発注者が応募者に無断で他の目的に使用することはありません。

5 提出書類

以下の書類を提出していただきます。提出様式の押印欄には、代表者印を押印してください。

- | | |
|----------------------|--------|
| ①街中に音色が響くプロジェクト参加申込書 | 【様式—1】 |
| ②実施団体等概要書 | 【様式—2】 |
| ③街中に音色が響くプロジェクト企画提案書 | 【様式—3】 |
| ④事業収支予算書 | 【様式—4】 |
| ⑤事業スケジュール | 【様式—5】 |
| ⑥事業実施体制 | 【様式—6】 |
| ⑦質問書 | 【様式—7】 |

6 審査について

発注者及び市において、応募書類の内容を審査し、事業内容について評価基準に基づき点数の高い順に決定します。また、必要に応じてヒアリングを実施いたします。但し、合計点の合算が配点の6割に満たない場合は選外とします。

7 審査基準

応募者の提案に対する評価項目及び評価内容は次のとおりです。

審査基準表

項目	評価内容	配点
全体構成について 【10点】	(1) 委託業務の目的、内容を理解しているか。 (営利を目的とした内容でないか等)	2点
	(2) 運営や出演団体などが次の企画実施に繋がる企画となっているか。	3点
	(3) 委託業務に対する意欲があるか。	5点
企画内容について 【35点】	(1) 仕様書の内容を満たした企画内容であり、魅力的な内容になっているか。 【ポイント】 ・ 市民が気軽に参加できるかについて	10点
	(2) 現実的であり効率的かつ無理なく実施できる内容となっているか。	10点
	(3) 本事業の目的を達成できる内容となっているか。	5点
	(4) 事業費の積算は、経済的かつ適切な積算となっているか。 【ポイント】 ・ チケット代の金額設定について ・ 積算の不足項目はないかについて	5点
	(5) 過年度に実施した企画から発展・拡充があるか。	5点
実施体制及びスケジュール構成について 【5点】	(1) 計画的で無理ない実施スケジュールとなっているか。	3点
	(2) 業務委託仕様書に定める事項を全て遂行できる体制となっているか。	2点
	合 計	50点

※企画内容について(5)は、過去に企画を採択された申請者のみ採点対象とし、初申請の者は5点とする。

8 結果の公表

審査結果は、決定事業・実施者等を、ふじみ野ステラ・イーストホームページに掲載します。審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。

9 委託契約

原則として、決定した事業実施者と提案事業について協議し、契約上限額の範囲内で「業務委託契約書」に準じて締結します。ただし事業実施者との協議が整わない場合は、次順位以降の者と協議し契約を締結する場合があります。

10 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その応募者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がないものが提案したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提出期間までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (4) 委託費上限額を超えた提案をしたとき。(※応募者自らの負担で事業を拡充する場合の全体事業費はこの限りではない。)
- (5) 提案書類が本募集要項等に定める様式及び留意事項に適合しない場合。
- (6) その他不正な行為があったとき。

11 その他

- (1) 業務の再委託について、包括的な業務の再委託は認めません。
個別、または、部分的な業務の再委託は、契約規則に準じて書類を提出していただきます。
- (2) 本業務の実績報告書の検査では、基本的に支払書や領収書などの支払根拠の提出は不要ですが、これらの書類は必ず保管してください。
- (3) 本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方の協議の上決定します。

12 募集及び問合せ先（事務局）

ふじみ野ステラ・イースト 事業担当 小西

住 所 〒356-0011

ふじみ野市福岡1-1-8

電 話 049-261-6678

F A X 049-264-7211

メール kikaku@f-bunka.jp